

令和7年泉北環境整備施設組合議会

第2回臨時会 会議録

令和7年5月23日（金）

泉北環境整備施設組合議会

1 令和7年5月23日（金）午前10時4分、泉北環境整備施設組合議会第2回臨時会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	松田	亜季	君	2番	吉田	佳代子	君
3番	森	博英	君	4番	二瓶	貴博	君
5番	奥田	悦雄	君	6番	丸山	直土	君
7番	黒川	俊明	君	8番	谷野	司	君
9番	堀口	陽一	君	10番	森下	巖	君
11番	大浦	まさし	君	12番	浜田	千秋	君
13番	山本	秀明	君	14番	遠藤	隆志	君
15番	飯阪	光典	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	辻	宏康	副 管 理 者	南出	賢一
副 管 理 者	畑中	政昭	事 務 局 長	藤原	準
会 計 管 理 者	田中	靖晃	事 務 局 次 長 兼 総 務 部 長 兼 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 室 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	月下	浩一
環 境 部 長	村上	則次		渡邊	一午
総 務 部 次 長	坂上	晃	総 務 部 財 政 課 長	山内	良二
総 務 部 財 政 課 財 政 係 長 兼 監 査 事 務 局	立石	哲也	総 務 部 総 務 課 長	北橋	孝司
総 務 部 総 務 課 参 事 兼 総 務 課 長 代 理	奥田	大輝	環 境 部 理 事	松原	茂

環境部理事	石川	晋一	環境部次長	堀口	幸治
環境部 環境事業課長 兼北グリーンセンター所長	赤阪	和成	環境部 資源循環型社会推進課長 兼第1事業所長	野井	昭彦
環境部 資源循環型社会推進課参事	小西	秀典			

1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部 財政課長代理	小西	栄一	総務部総務課主幹 兼人事係長	阪口	一臣
---------------	----	----	-------------------	----	----

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 議席の指定について |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | | 会期の決定について |
| 日程第 4 | 議選第 1 号 | 議長の選挙について |
| 日程第 5 | 議会議案第 3 号 | 副議長の辞職許可について |
| 日程第 6 | 議選第 2 号 | 副議長の選挙について |
| 日程第 7 | 議選第 3 号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第 1 3 号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第 1 4 号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 1 0 | 監査報告第 3 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和 7 年 1 月分 (6 年度)) |
| 日程第 1 1 | 監査報告第 4 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和 7 年 2 月分 (6 年度)) |
| 日程第 1 2 | 監査報告第 5 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和 7 年 3 月分 (6 年度)) |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 5 号 | 汚泥再生処理センター整備工事請負契約の締結について |

(午前10時4分開会)

○副議長（二瓶貴博君） 議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、本日招集されました令和7年泉北環境整備施設組合議会第2回臨時会にご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

現在、議長が空席となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、僭越ではございますが、副議長の私、二瓶貴博が議事を運営させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま出席議員は15名で、全員の出席をいただいておりますので、令和7年泉北環境整備施設組合議会第2回臨時会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、組合議会招集の挨拶のため、管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

辻管理者。

○管理者（辻 宏康君） 皆様、おはようございます。管理者の辻でございます。

副議長のお許しをいただきまして、令和7年本組合議会第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員皆様におかれましては、令和7年泉北環境整備施設組合議会第2回臨時会をお願い申し上げましたところ、ご出席を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

また、泉大津・高石の両市の議員皆様におかれましては、役員改選が行われ、本組合の派遣議員として新しく迎えることとなりました。心から歓迎を申し上げます。引き続き、ご就任いただいております議員の皆様方とともに、今後とも本組合の運営にご支援、ご協力賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、今臨時会でご審議いただきます案件につきましては、既に皆様のお手元にお届けしておりますとおり、議員選出の監査委員の選任、公平委員会委員の選任、工事請負契約の締結でございます。また、本臨時会におきましては、議員役員の改選も予定されております。

いずれの案件につきましても、詳しくご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、いずれもご承認、ご可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○副議長（二瓶貴博君） 管理者の挨拶が終わりました。

なお、本日の日程につきましては、議会申合せ事項により、日程第4、議選第1号、議長の選挙についてまでの議事の取扱い及び日程につきましては、私が決定させていただくもの

として、お手元にご配付いたしております日程により議事を進めてまいりたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、お手元の日程どおり順次議事を進めてまいります。

○副議長(二瓶貴博君) それでは、**日程第1、議席の指定について**を議題といたします。

本件につきましては、本組合議会会議規則第4条第1項の規定に基づきまして、私より指定させていただきます。

1番 松田亜季議員、2番 吉田佳代子議員、3番 森 博英議員、5番 奥田悦雄議員、6番 丸山直土議員、7番 黒川俊明議員、8番 谷野 司議員、9番 堀口陽一議員、10番 森下 巖議員、以上のとおり議席を指定いたします。

その他の議員におかれましては、従前の議席でお願いをいたします。

○副議長(二瓶貴博君) 続きまして、**日程第2、会議録署名議員の指名について**であります
が、本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

10番 森下 巖議員、11番 大浦まさし議員のご両名をお願いをいたします。

○副議長(二瓶貴博君) 次に、**日程第3、会期の決定について**を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○副議長(二瓶貴博君) 次に、**日程第4、議選第1号、議長の選挙について**を議題といたします。
ます。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

5番 奥田悦雄議員を議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議選第1号、議長の選挙については、5番 奥田悦雄議員が議長に当選されました。

議長に当選されました奥田悦雄議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第32条第2項の規定により議長当選人を告知いたします。

それでは、新議長が誕生いたしましたので、これもちまして議長職を交代いたします。

奥田議長、議長席にお着き願います。あわせて、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

皆様におかれましては、ご協力ありがとうございました。

○議長（奥田悦雄君） 会議を始める前に、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、私、奥田悦雄、議員皆様方のご推挙によりまして、本組合議会の議長の要職に就くことになりましたことは身に余る光栄でございます。心より感謝申し上げます。

私、議会運営につきましてもは微力ながら、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜り、公正かつ円滑な議会運営に努めさせていただきます。また、本組合の発展と市民福祉の推進に誠心誠意努めてまいります。

今後とも皆様方のご協力、ご指導を重ねてお願い申し上げまして、簡単措辞ではございますが、議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）
ありがとうございます。

それでは、会議を再開いたします。ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田悦雄君） 次に、**日程第5、議会議案第3号、副議長の辞職許可について**を議題といたします。

本件につきましては、二瓶貴博議員より副議長の辞職願が提出されたことによるものであります。

ここで、地方自治法第117条の規定により、二瓶貴博議員の除斥を求めます。

（二瓶議員退席）

お諮りいたします。

二瓶貴博議員の副議長辞職について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、二瓶貴博議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、二瓶貴博議員の除斥を解きます。

（二瓶議員着席）

ここで、二瓶貴博議員より副議長退任のご挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

二瓶貴博議員。

○副議長（二瓶貴博君） 一言お礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。

私、昨年5月に議員各位のご推挙によりまして、本組合議会副議長に就かせていただき、その間、大過なく大役を務め終えることができましたのも、ひとえに皆様方のご指導とご協力のたまものと深く感謝いたしているところでございます。

今後とも、旧に倍しますご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、退任の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（奥田悦雄君） 挨拶が終わりました。

次に、**日程第6、議選第2号、副議長の選挙について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

15番 飯阪光典議員を副議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議選第2号、副議長の選挙については、15番 飯阪光典議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました飯阪光典議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第32条第2項の規定により副議長当選人を告知いたします。

それでは、飯阪光典議員より副議長就任のご挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

飯阪光典副議長。

○副議長（飯阪光典君） 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま私、飯阪光典が議員皆様方のご推挙により本組合議会副議長に当選いたしましたことを光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感いたしております。

奥田議長を支え、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいり所存でございますので、議員皆様方のご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、就任のお礼とご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（奥田悦雄君） 挨拶が終わりました。

次に、日程第7、議選第3号、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、本組合議会委員会条例第4条第1項の規定に基づき、私よりご指名申し上げ、選任させていただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、私よりご指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、2番 吉田佳代子議員、3番 森 博英議員、7番 黒川俊明議員、8番 谷野 司議員、13番 山本秀明議員、14番 遠藤隆志議員を選任いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議選第3号、議会運営委員会委員の選任につきましては、ただいまご指名申し上げましたとお選任することに決定いたしました。

また、正副委員長も委員各位のご同意をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

委員長は3番 森 博英議員、同じく副委員長には14番 遠藤隆志議員、以上の方々に委員長並びに副委員長をお願いすることに相なりましたので、よろしくお願い申し上げます。

この際、お諮りいたします。

選任されました議会運営委員会委員により、ただいまより議会運営委員会を開催することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいまより議会運営委員会を開催することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

議会運営委員会委員並びに副議長は会議室のほうにお集まり願います。他の議員さんは、そのまましばらくご休憩をお願いいたします。

（午前10時17分休憩）

（午前10時36分再開）

○議長（奥田悦雄君） 長らくお待たせをいたしました。

引き続き会議を再開いたします。

なお、本日のこれよりの日程、日程第8以降につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により、順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

引き続き、議事に入ります。

○議長（奥田悦雄君） **日程第8、議案第13号、監査委員の選任について**を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、堀口陽一議員に除斥を求めます。

(堀口議員退席)

それでは、本件につきまして管理者より説明を求めます。

辻管理者。

○管理者（辻 宏康君） 管理者の辻でございます。

ただいまご上程いただきました議案第13号、監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本組合監査委員のうち、議会議員の中から選任されておりました大浦まさし議員におかれましては、この間ご尽力いただいておりますが、役員改選により退任されますので、その後任といたしまして堀口陽一議員を選任いたしたく、ここに地方自治法第196条第1項並びに本組合規則第12条第2項の規定に基づきまして、議会のご同意を賜りたくご提案申し上げます。

堀口議員におかれましては、平成19年4月に泉大津市議会議員にご就任され、市議会議長をはじめ要職を歴任され、豊富な知識と経験は本組合監査委員として適任であると確信しております。

どうぞよろしくご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（奥田悦雄君） 管理者の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、質疑・討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号、監査委員の選任については、提案どおり同意

することに決定いたしました。

ここで、堀口陽一議員の除斥を解きます。

(堀口議員着席)

○議長(奥田悦雄君) 引き続きまして、**日程第9、議案第14号、公平委員会委員の選任について**を議題といたします。

それでは、本件につきまして管理者より説明を求めます。

辻管理者。

○管理者(辻 宏康君) 管理者の辻でございます。

ただいまご上程いただきました議案第14号、公平委員会委員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

これまで長年にわたり公平委員会委員としてご尽力いただきました林 正明氏が、令和7年5月31日をもって退任されることに伴い、新たに、同委員として西田直浩氏を適任と認め、選任いたしたく、つきましては地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会のご同意を賜りたくご提案申し上げます。

西田直浩氏の経歴につきましては、お手元にご配付しているとおり、優れた識見と豊かな経験をお持ちであり、本組合公平委員会委員として適任であると確信をいたしております。

何とぞよろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(奥田悦雄君) 管理者の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、質疑・討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号、公平委員会委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

○議長(奥田悦雄君) 次に、**日程第10、監査報告第3号から日程第12、監査報告第5号までの例月現金出納検査の結果報告**については、いずれも例月現金出納検査の結果報告でありますので、議会運営委員会の決定により一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたしたいと存じます。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長（奥田悦雄君） 次に、**日程第13、議案第15号、汚泥再生処理センター整備工事請負契約の締結について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

村上環境部長。

○環境部長（村上則次君） 環境部長の村上でございます。

ただいま議題となりました議案第15号、汚泥再生処理センター整備工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。

汚泥再生処理センターは、し尿処理行政そのものが衛生的な適正処理という役割に加え、循環型社会構築という考えに発展したことから、国の交付金制度において、し尿処理施設についても資源化施設としての一翼を担うよう整備することが交付要件とされていることに基づき、施設整備を行うものでございます。

従来の汚泥等に加えて有機性廃棄物である生ごみを構成市の学校から受け入れ、資源化については、汚泥を助燃材化し、汚水から肥料として活用できるリンの回収を行い、残った処理水を公共下水道に放流し終末処理するものであります。これにより、将来にわたり持続可能な適正処理が図られることから、汚泥再生処理センター整備工事の契約を締結いたしたく、泉北環境整備施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、汚泥再生処理センター整備工事の契約内容をご説明申し上げます。

1、2の契約の目的及び方法につきましては記載のとおりでございます。3の契約金額につきましては、取引に係る消費税及び地方消費税を含み、総額24億4,200万円でございます。

4の契約相手方は、大阪市中央区南久宝寺町4丁目1番2号、水 i n g エンジニアリング株式会社西日本支店支店長中村一之でございます。

次に、工事の概要でございますが、8ページの議案第15号参考資料をお開き願います。

工事名は、汚泥再生処理センター整備工事。工事場所につきましては、大阪府泉大津市汐見町98番5。工事概要につきましては、施設の処理規模を1日当たり、し尿及び浄化槽汚泥

が86トン、生ごみ150キログラム。工期につきましては、議会の議決を経た日から令和10年3月31日としております。

なお、参考図といたしまして、9ページ以降に施設の配置図、整備施設の平面図及び機器の配置図を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上が、議案第15号、汚泥再生処理センター整備工事請負契約の締結についての内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（奥田悦雄君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

山本議員。

○13番（山本秀明君） 13番、山本です。

本件、契約案件について、ちょっと確認のため数点お聞きしたいというふうに思います。

まず初めにお聞きしたいのは、契約の方式ということで、議案書にも示されているとおり、随意契約（公募型プロポーザル）という形で、一般競争入札ではなくプロポーザル方式を採用して募集したということなんですけれども、なぜこれは一般競争入札ではなくプロポーザル方式の随意契約方式にしたのか、その点についてお示しいただけますでしょうか。

○議長（奥田悦雄君） 野井課長。

○環境部資源循環型社会推進課長兼第1事業所長（野井昭彦君） 環境部資源循環型社会推進課長の野井でございます。

今回、本組合が計画している汚泥再生処理センター整備工事は、既存施設を活用するリニューアル更新であり、現在のし尿処理を行いながらの更新工事となります。また、施設の老朽化が著しい上、有効に使用できるスペースが限られており、高度な技術力が必要な工事でありまして、加えて、プラントメーカーからの技術力が施設運営のランニングコストに大きく影響することから、技術提案を求めることができるプロポーザル方式にて提案をいただき、業者選定を行ったものであります。

なお、環境省の「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」においても、廃棄物処理施設建設工事のような公共工事の品質確保に当たっては、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価することが求められるとあることから、公募型プロポーザル方式を採用したものであります。

以上でございます。

○議長（奥田悦雄君） 山本議員。

○13番（山本秀明君） ありがとうございます。

お示しいただきました。価格競争よりか、こういう施設については技術力、これをしっかりと優先すべきやということで、環境省からのそういう明文化されたものもあるという中で、今回はその価格競争ではなくプロポーザル方式を活用したというようなお答えだったと思います。

そこで確認したいんですけれども、その技術競争であるプロポーザルとしたんですけれども、プロポーザル、これの参加業者が何者あったのか、その点お示しいただきたいと思えます。

○議長（奥田悦雄君） 野井課長。

○環境部資源循環型社会推進課長兼第1事業所長（野井昭彦君） 環境部資源循環型社会推進課長の野井でございます。

今回、業者選定においては、参加者は1者でありました。

以上でございます。

○議長（奥田悦雄君） 山本議員。

○13番（山本秀明君） お答えいただきました。

技術面での競争ということでプロポーザル方式を採用したんですけれども、結局参加されたのは1業者であったということのお答えなんですけれども、これなぜ、やっぱり競争することによってどこの技術がええんだということで選択肢が出てくると思うんですけれども、もう1業者やったらそこしかしやあないということにはなってくると思うんですけれども、なぜ、今回、この1業者しかプロポーザルに参加しなかったのか、その点について本組合としてどのように分析されているのか、その点のお考えがあったらお示しいただきたいと思えます。

○議長（奥田悦雄君） 野井課長。

○環境部資源循環型社会推進課長兼第1事業所長（野井昭彦君） 環境部資源循環型社会推進課長の野井でございます。

今回、プロポーザル方式を実施するに当たりまして、組合ホームページ並びに汚泥再生処理センター整備工事の実績があるプラントメーカー数社に告知をしておりました。また、できるだけ多く提案をいただき競争性を発揮させたく、民間紙の入札情報紙やサイト等にも掲

載され、広く通知しておりましたけれども、本工事は現有施設を活用し、現在の処理をしながらリニューアル更新となり、高度な技術を要することと、近年の技術者不足などの理由から、1者提案となったものであります。

以上でございます。

○議長（奥田悦雄君） 山本議員。

○13番（山本秀明君） いろいろ努力はしたけれども、結局技術者が不足しているという状況もある中で、今回は1業者しかなかったということの分析だというふうに思います。

その中で、1者しかなかったんですけれども、この業者さんの技術力も含め、いわゆる契約するに値するということについて、適正な業者であるということは、多分選定もされていると思うんですけれども、その点どのようにその辺を評価されたのか、その点についてお示しいただけますでしょうか。

○議長（奥田悦雄君） 野井課長。

○環境部資源循環型社会推進課長兼第1事業所長（野井昭彦君） 環境部資源循環型社会推進課長の野井でございます。

業者選定委員会では、1者しか提案がない場合は、技術評価点が70点満点中の60%以上と評価されればプロポーザルが成立するということを予め定めておりました。今回、参加者の技術評価点は、70点満点中51.71点で、74%と基準を超える評価であったため、1者の提案でありましたけれども、優先交渉権者として選定させていただきました。

以上でございます。

○議長（奥田悦雄君） 山本議員。

○13番（山本秀明君） お答えいただきました。

70点満点のいわゆる技術評価点数の中で、あらかじめ60%以上ですね。いわゆる42点以上であるならば、合格しよう。ただ、この60%以上というのが、何かの根拠がある数字かどうかはあれなんですけれども、事前に決めていた数字に対して、いわゆる本業者に関しては51.71、いわゆるパーセンテージで言いましたら、定めていた60%よりも上の74%だったので、それは技術力もある程度あるということということで認めざるを得なかったのか、それでこの業者に選定したということで、その点については一応お聞きしとくようにします。

そこで、もう一点ちょっとお聞きしたいのは、契約金額です。これ、契約金額が24億4,200万ということで契約されるということなんですけれども、いわゆる競争入札じゃないので、向こうの業者の言ってきた金額が、これが採用されているんだというふうに思うんで

すけれども、この金額の妥当性についてはどのような評価をされているのか、その点について組合の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（奥田悦雄君） 野井課長。

○環境部資源循環型社会推進課長兼第1事業所長（野井昭彦君） 環境部資源循環型社会推進課長の野井でございます。

契約金額の評価については、1者の場合は価格評価点を満点とせず、予定価格から提案金額を割り戻した配点とすることを予め定めて評価していただいております。予定価格の24億5,200万円については、プラントメーカー3者から見積りを請求し、その平均値から算出しております。また、本組合が計画している汚泥再生処理センターとしてリニューアル工事での同等の処理規模、処理方式での更新をした施設の事業費においても調査した結果、妥当な金額と判断しております。

以上でございます。

○議長（奥田悦雄君） 山本議員。

○13番（山本秀明君） お示しいただきました。

この24億4,200万、これは、いわゆる予算の額ですよね、ほぼ。それについては、先にプラントメーカーの見積りに、3者を見積り取って、その平均が大体この金額だったということと、それと、リニューアル工事、同等の処理規模の処理方式を更新した施設の、ほかにあるんやと思うんですけれども、その施設の事業費において調査した結果、それから調査した中では、もうこの価格は大体適正であるということで評価したというお答えだったというふうに思います。

調査のやり方がどういうことかということについては、ここでお聞きしたらもう長くなりますので、もうその点については組合のほうで調査されたということで、その点についてはそのことを受け入れさせていただくんですけれども、ただ、この金額については、先ほども申しましたとおり、ほぼ、いわゆる予算額と同等の金額で契約されようとしています。いわゆる契約案件、工事案件なんかも母市のほうでもあるんですけれども、大体予算額に対して、いわゆる契約金額というのはぐっと下がってくる、いわゆる契約差金というのが生まれてくるんですけれども、今回の契約については、その予算額に対してほぼそれに近い金額での契約という形になったんですけれども、なぜ、そういうことになったのか、その点についてお示しいただけますでしょうか。

○議長（奥田悦雄君） 野井課長。

○環境部資源循環型社会推進課長兼第1事業所長（野井昭彦君） 環境部資源循環型社会推進課長の野井でございます。

予定価格と契約金額がほぼ同額になった理由については、令和6年度当初予算において24億5,200万円の継続費を計上しておりました。それから約1年以上が経過しており、前年度から労務単価が約6%、建設資材物価指数も3%の上昇となったことにより、落おちが少なかったものと考えております。

以上でございます。

○議長（奥田悦雄君） 山本議員。

○13番（山本秀明君） お答えいただきました。

同等金額になった理由としては、いわゆるその予算を上げたその見積りの、先ほどおっしゃっておられた3者見積り取った段階ということですかね。その段階で予算を定めたけれども、年月がたった中で、物価上昇もあったので、差額もなくその物価上昇分がその部分や、差金の部分でということのご説明だったんですけれども。予算の段階で、何でそのいわゆる物価上昇分の分を、その見積り取ったときから上げていなかったかという部分についてはちょっと疑問もあるんですけれども、一応そういうことだということではお聞きさせといていただきます。

ただ、今回の契約につきましては、いわゆる競争原理というのがもうほとんど働いていない。技術面においても、プロポーザルであるならば技術面の競争があるということでプロポーザルにしたんですけれども、技術者も少ないとか、今の情勢の中で技術による競争も行われなかったと。また、価格面においても、1者だけですのでこういう形の価格になったということは事実だというふうには思っております。

その中で、今後、本組合については、いろんな建て替え工事も含め大きな事業が行われていく中で、やはりしっかりと技術競争、価格競争にするのかは別ですけれども、そういうことが成り立つように、業者に対してのアプローチという部分についても、今後の契約についてはしっかり行っていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（奥田悦雄君） 他にございませんか。

黒川議員。

○7番（黒川俊明君） 泉大津の黒川です。

お話を聞きしていて分からないことがあるのでちょっとお聞きしたいんですけれども、

今回、予算額が3者の見積りの平均というところで、この今回決定されておられる水 i n g エンジニアリング株式会社、この会社が3者の中に入っておられたのかというところと、普通であれば、見積りを出すということは、うち工事できますよという部分もあつての見積りかなとは考えるんですけども、結局はこの水 i n g さんが見積りに入っていようがないかろうが、このほかの会社がプロポーザルに出られなかったという部分というのは、ちょっとその辺がよく分からないので、理由みたいなものが分かればお教えいただければと思います。

○議長（奥田悦雄君） 野井課長。

○環境部資源循環型社会推進課長兼第1事業所長（野井昭彦君） 環境部資源循環型社会推進課長の野井でございます。

今回このプラントメーカー3者の中には、水 i n g エンジニアリングさんは入ってございます。あと、他者、2者に関しまして問合せをさせてもらったところ、技術者の不足という理由から辞退されております。

以上でございます。

○議長（奥田悦雄君） よろしいか。

○7番（黒川俊明君） はい。

○議長（奥田悦雄君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号、汚泥再生処理センター整備工事請負契約の締結については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号については、原案どおり可決いたしました。

○議長（奥田悦雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして、管理者より発言の申出がありますので、これを許可いた

します。

辻管理者。

○管理者（辻 宏康君） 管理者の辻でございます。

議長のお許しをいただきまして、本臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日ご提案申し上げました案件につきましては、慎重審議の上、いずれもご可決賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、議会役員改選に伴いまして、新しく奥田議長、飯阪副議長、そして堀口監査委員がご就任されました。心からお祝いを申し上げます。

また、議会運営委員会の選任につきましては、温かいご配慮をいただき、ご選任賜り、心からお礼を申し上げます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

結びになりますが、これから暑い時期に入ります。また、議員皆様におかれましては、6月に入りますとそれぞれの組合市で定例会も開催され、大変お忙しくなると思われませんが、どうかご自愛をいただき、さらなるご活躍をされますことをお祈り申し上げます。

非常に簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（奥田悦雄君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これもちまして、令和7年泉北環境整備施設組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時1分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 奥田悦雄

泉北環境整備施設組合議会前副議長 二瓶貴博

同 署 名 議 員 森 下 巖

同 署 名 議 員 大 浦 まさし